



売買や賃貸借、リフォームを企業や市民とサポート

住宅

空き家の流通と活用

問い合わせ 住宅政策課 ☎072(740)1205

写真は市内の空き家をリフォームした住宅の様子。空き家を活用すれば、新築より手頃な価格で理想の家を手に入れられる可能性があります。ここでは空き家の流通・活用を促す市の取り組みを紹介します。

流通

増加する空き家

近年、高齢化などで生まれなくなった家が市内で増加。さまざまな理由で処分や活用に踏み切れず、市場に流通しないままになっています。

空き家の期間が長いと老朽化が進んで価値が下がり、さらに流通させることが難しくなります。

企業や市民と協力

現在、市では民間企業と共同で開発した空き家調査アプリ「空き家しらべーター」を利用して、空き家をデータベース化する取り組みを始めています。調査は養成講座を修了した「空き家対策ナビゲーター」と呼ばれる市民が実施。市民の協力で、より多くの空き家を把握できます。

データベースを活用

データベース化した調査情報などをもとに、空き家の流通・活用を促す文書などを空き家の所有者に送付。「空き家マッチング制度」の利用などを促しています。

耐震

自分と大切な人を震災から守るために

あなたの家は次の大地震に耐えられますか

問い合わせ 住宅政策課 ☎072(740)1205

27年前、耐震化の重要性を確認することになった阪神・淡路大震災。旧耐震基準に基づき建築された木造住宅の倒壊により、大きな被害が発生しました。耐震基準は同震災より前の昭和56年6月に改正されていますが、基準を満たしていない住宅が残っています。

近年、地震が頻発し、いつ誰が被災してもおかしくない状況です。自分と大切な人を震災から守るために、耐震化について考えてみませんか。耐震化の支援制度について、詳しくは市ホームページ（右の2次元コードからアクセス可）へ。



【住宅の無料耐震診断と耐震改修費の補助】

住宅の耐震診断や耐震改修を行う費用を補助。対象は市

内の住宅で昭和56年5月31日以前に着工された戸建、長屋、共同住宅です。

▶簡易耐震診断推進事業

専門の診断員が住宅の耐震性を無料で診断。ただし、平成17年6月1日以降に増改築した住宅などは対象外です。

▶耐震改修費の補助

耐震性が低い住宅の耐震改修費を補助します。耐震性を向上させる改修工事や屋根の軽量化などの費用が対象です。補助上限額は、次の通り。

耐震改修計画策定費 20万円▷耐震改修工事費 100万円▷簡易耐震改修工事費 50万円▷シェルター型工事費 50万円▷屋根軽量化工事費 50万円▷建替工事費 100万円▷防災ベッド等設置助成 10万円

空き家マッチング制度

市は、老朽化が進む前に空き家の流通と活用を促す取り組みを実施しています。

同制度は所有者と活用希望者をマッチングさせることで、空き家を早い段階で流通させ、放置される空き家を増やさないための取り組みです。活用希望者の望みを手頃な価格でかなえられる場合も少なくありません。

活用

空き家対策を動画で紹介

空き家活用者のインタビューや空き家マッチング制度などの説明を、動画で配信しています。詳しくは、市ホー

市民の力でまちを調査

空き家対策ナビゲーター



養成講座を受講した市民が務める。担当地区を歩いて空き家の可能性のある物件を調査。スマートフォンアプリを利用して、空き家をデータベース化する役割を担う。

今後は空き家の発生を予防する啓発活動や、空き家で問題を抱える人を専門家につなぐ対策にも取り組んでいく。

ムページ（下の2次元コードからアクセス可）へ。



融資や金利引き下げで支援

金融機関と連携し、移住・定住対策の取り組みを推進しています。市と(株)池田泉州銀行、(独)住宅金融支援機構の3者で「空き家対策の推進に関する連携協定」を締結。空き家活用のパンフレットを作成しました。空き家の購入・改修にかかる融資、金利の引き下げなどの支援策の他、マイホームの取得や移住を考えている人に役立つ情報などを掲載しています。詳しくは、市ホームページ（下の2次元コードからアクセス可）へ。



リフォーム費用を助成 住まいや仕事、地域活動に

現行の耐震基準を満たし、空き家期間が6カ月以上の一戸建て住宅に対するリフォーム費用を一部助成します。補助金額は、「若年・子育て世帯居住型」「事業所型」は最大100万円、「地域交流拠点型」は最大200万円です。申請は市役所5階の住宅政策課に備え付けの必要書類（市ホームページへ左の2次元コードからアクセス可）からダウンロード可）に必要な事項を書き、12月23日（金）までに〒666-8501・住宅政策課へ。



▼若年・子育て世帯居住型

築10年以上の一戸建ての空き家を自分たちで住むために取得し（相続も含む）、改修する場合。

▼事業所型

築20年以上の戸建て空き家を店舗や事務所、賃貸など事業用に改修する場合。

▼地域交流拠点型

築20年以上の戸建て空き家を自治会・NPO活動の地域交流拠点に改修する場合。

住民税非課税世帯と低所得の子育て世帯が対象

給付金

生活に困っている世帯に給付金を支給

問い合わせ 非課税世帯は地域福祉課 ☎072(740)1189 ・ 子育て世帯はこども支援課（給付金担当） ☎072(740)3007

4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

対象＝①6月1日時点で川西市に住民登録があり、4年度住民税が非課税の世帯②新型コロナウイルス感染症の影響で4年1月以降に非課税相当となった世帯。①②ともに3年度の臨時特別給付金を受給した世帯は対象外▷給付額＝1世帯当たり10万円▷その他＝対象世帯には7月中旬に確認書を送送▷申し込み＝②は9月末までに申請が必要。申請方法など詳しくは市ホームページ（右の2次元コードからアクセス可）へ



低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金

平成16年4月2日～令和5年2月28日生まれの児童（特

別児童扶養手当対象児は20歳未満）に1人当たり5万円を給付。次の②③は申請が必要です。申請方法など詳しくは市ホームページ（右下の2次元コードからアクセス可）へ。

ひとり親世帯分

対象＝①4年4月分の児童扶養手当を受給したひとり親世帯②公的年金の受給により児童扶養手当を受給していない、収入基準に該当するひとり親世帯③コロナ禍の影響で収入基準を満たしたひとり親世帯

低所得のその他世帯分

対象＝①4年4月分の児童手当が特別児童扶養手当を受給した4年度住民税非課税世帯②平成16年4月2日～19年4月1日生まれの児童のみを養育する、主たる生計維持者が4年度住民税非課税の世帯③コロナ禍の影響で住民税非課税相当となった世帯

